

## 第8章 地震災害対策計画

地震による災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合の応急対策計画は、この計画の定めるところによる。

### 1 組織及び活動体制の確立

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、第3章第2節「三笠市災害対策本部」の定めるところにより本部を設置し、また状況によっては他の市町村、北海道及び防災関係機関の協力を得て応急対策活動が迅速に行われるよう体制の確立を図るものとする。

### 2 通信連絡の対策

#### (1) 防災関係機関の通信施設の活用

通信連絡の方法は、第4章第2節「災害通信計画」に定めるほか、関係機関の通信施設を最大限に活用するものとする。

#### (2) 報道関係機関の協力

放送局、新聞社等と情報連絡体制を緊密にするものとし、報道関係機関は、本部長が特別緊急性があると認めるときは、災害に関する通知、要請、伝達等について最も有効かつ適切な方法で地域一般に周知徹底するよう努めるものとする。

#### (3) 機動力による連絡体制の確立

ア 全通信機関が使用できないときは、航空機、ヘリコプター、オートバイ等の機動力を動員し連絡体制を図るものとする。

イ ヘリコプターの派遣は、北海道知事（空知総合振興局長）に要請するものとする。

### 3 広報対策

#### (1) 広報の準備

広報車、広報施設等については、突発時においても直ちに出動及び緊急放送ができるよう平常時から点検整備を行い、災害時に万全を期するものとする。

#### (2) 広報内容

地震に対する情報（市、又はその周辺に災害の発生がある場合）を札幌管区気象台から入手し、周知するものとする。

なお、災害の規模に応じ内容等を周知するものとするが、主なものは、次のとおりとする。

ア 避難所について（避難場所の位置・経路等）

- イ 交通通信状況（交通機関運行状況、不通場所、開通見込み日時）
- ウ 火災状況（発生場所）
- エ 電気、水道、ガス等公益事業施設状況（被害状況、復旧状況、注意事項）
- オ 医療救護所の状況、場所等
- カ 給食、給水実施状況（供給日時、場所、量、対象者等）
- キ 衣料、生活必需品等供給状況（供給日時、場所、種類、量、対象者等）
- ク 河川、土木施設状況
- ケ 住民の心得等人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

### (3) 広報の方法

第6章第3節「災害広報計画」に定めるところによる。

## 4 消火対策

### (1) 消火活動

地震時の被害が大規模となるのは、火災の同時多発、延焼及び石油貯蔵タンク等の危険物施設の火災発生等による場合が多く、その被害を最小限にいくとめるためには、初期消火活動が迅速に行われることが重要である。消火作業上必要な第一次的措置については、第5章第7節「消防計画」に定めるところにより市が実施するが、これが困難な場合は、国、北海道、自衛隊、近隣市町村及び関係機関等の協力を得て行うものとする。

### (2) 市の活動

- ア 消火活動に関する情報を収集し、関係機関へ提供すること。
- イ 他市町村、北海道及び関係機関等に対し、消防ポンプ車、消防隊及び化学消防車等の派遣要請をすること。
- ウ 市内事業所等に緊急消火剤、資器材等の提供要請をすること。
- エ 北海道に対し、消火対策指導のための危険物担当者の派遣を要請すること。

### (3) 危険物の保安活動

#### ア 石油、薬品及び火薬類等の対策

- (ア) 石油、ガス、ガソリン、薬品及び火薬工品等の製造取扱い、販売業者、又は消費者に対し、市長は一時その製造取扱い、販売、貯蔵、運搬、消費等を禁止し、又は制限する。

- (イ) 市長は、被害が広範囲にわたり引火爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と連絡を取り、立入り禁止区域を設定するとともに、区域内住民に避難、立退きの勧告又は指示をする。

#### イ 放射性物質の対策

- (ア) 火災等により放射線災害が発生し、又は発生のおそれのある場合は、医療

機関と緊密な連絡を取り危険のある場所の認知及び放射線量の測定を併せて行い、また、延焼防止を主眼として汚染区域の拡大を防止する。

- (イ) 大量放出又はそのおそれのある場合は、危険区域内の者の避難誘導に当たるとともに、立入禁止区域を設定する。

#### ウ 関係施設等

液化石油ガス充填所

事業所名	所在地	タンク容量	処理能力m <sup>3</sup> /d
日通商事㈱ 三笠 L P ガス充填所	岡山178-14	20 t × 1 基	60, 623

### 5 避難対策

#### (1) 避難勧告又は指示

市長は、地震の発生に伴う火災等の発生により、住民に危険が切迫していると認めた場合は、第6章第4節「避難救出計画」の定めるところにより危険地域の住民に対して速やかに避難先を明示して立退きを勧告又は指示するものとする。

#### (2) 避難勧告又は指示の周知徹底

##### ア 周知の方法

- (ア) 最も適切な方法により、関係機関と連絡を取り周知させる。  
(イ) 広報車を危険区域に出動させる。  
(ウ) 場合によっては、放送機関に周知のための放送を依頼する。

##### イ 勧告又は指示の内容

避難対象地域、避難事由、避難先（場所）、避難経路その他注意事項

#### (3) 避難場所の設定等

震災時における避難場所の設定に当たっては、次の設定基準を勘案して、第6章第4節「避難救出計画」に定めるに避難所の中から選定するものとするが、状況によっては他の場所を臨機に設定するものとする。

ア 公園、広場等、相当の広さを有し、かつ、防火に役立つ樹木、貯水槽等が存在すること。

イ 周囲に延焼の媒介となる建造物、多量の可燃性物品、あるいは崩壊のおそれのある石垣やがけ等がないこと。

ウ 地割れ、崩壊等のない耐震的土質の土地及び耐震耐火性の建築物で安全性があること。また、延焼等危険が迫ったときは更に他の場所へ避難移動できること。

#### (4) 避難誘導

避難誘導は、第6章第4節「避難救出計画」に定める避難方法等に準じるものとするが、被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、市において処置できないときは、北海道に対し応援を求めて実施するものとする。

### 6 救出対策

救出対策は、第6章第4節「避難救出計画」によるほか、次の事項に留意して実施するものとする。

#### (1) 住民等による救出、救助活動

地震発生時においては、広範囲での火災同時多発も想定され、消防職員等による救助活動は困難が予想されることから、住民等による自主的救助活動の実施を促進するものとする。

#### (2) 消防職員及び団員並びに警察官等による救出、救助活動

市長は、震災により緊急に救出救助を要する住民がいることを察知したときは、火災発生状況等を勘案して警察官等と協力し、また、消防機関を適切に運用して救出、救助活動を実施するものとする。

### 7 被災建築物安全対策

地震災害被災建築物による二次災害を防止するため、被災した建築物等の当面の使用の許可の可否を判断し、所有者等に知らせる応急危険度判定の実施は、次のとおりとする。

#### (1) 応急危険度判定の活動体制

市は、建築関係団体の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を実施する。

#### (2) 応急危険度判定の基本的事項

##### ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物とするが、被害の状況により、判定対象を限定することができる。

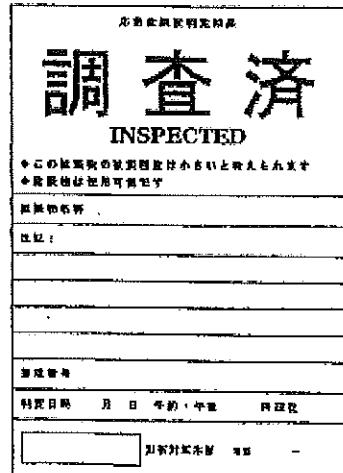
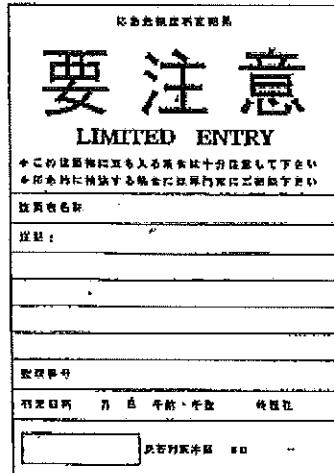
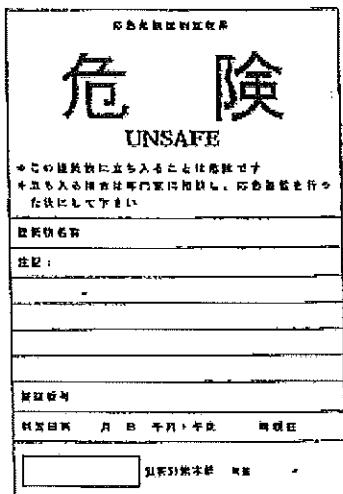
##### イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに行う。

##### ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」の3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入口等の見やすい場所に貼付する。

危険性	色	判定内容
危険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。
要注意	黄	建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	緑	建築物の損傷が少ない場合である。



### 工 判定の効力

所有者に対し、行政機関による情報の提供である。

### 才 判定の変更

応急危険度判定は、応急的な調査であること、また、余震等で被害が進んだ場合、あるいは適切な応急補強が行われた場合には、判定結果が変更されることがある。

### 8 その他応急対策

第6章「災害応急対策計画」に基づき対策を講ずるものとする。

